

広島市告示第433号

令和8年9月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島城三の丸歴史館の指定管理者の指定の期間を次のとおり変更したので、広島城三
の丸歴史館条例（令和4年広島市条例第8号）第14条第3項の規定により告示しま
す。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

広島城三の丸歴史館

2 指定の相手方

広島市中区基町21番3号

広島城アソシエイツ

代表法人 株式会社中国放送

構成法人 株式会社RCC文化センター

株式会社TBSホールディングス

株式会社フジタ

株式会社合人社計画研究所

NTT都市開発株式会社

株式会社中国新聞社

株式会社中国四国博報堂

株式会社山下設計

NTTアーバンバリューサポート株式会社

株式会社シーケイ・テック

3 指定の期間

変更前 令和9年3月31日から令和25年12月31日まで

変更後 令和9年6月1日から令和25年12月31日まで